【表紙】

【事務連絡者氏名】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出日】 平成27年11月11日

【四半期会計期間】 第64期第2四半期(自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日)

【英訳名】 FUNAI ELECTRIC CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 執行役員社長 林 朝則

【本店の所在の場所】 大阪府大東市中垣内7丁目7番1号

【電話番号】 072(870)4304

【事務連絡者氏名】 経理部長 池上 圭一

【最寄りの連絡場所】 大阪府大東市中垣内7丁目7番1号

【電話番号】 072(870)4304

【縦覧に供する場所】 船井電機株式会社 東京支店

(東京都千代田区外神田4丁目11番5号)

株式会社東京証券取引所

経理部長 池上 圭一

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第63期 第 2 四半期 連結累計期間	第64期 第 2 四半期 連結累計期間	第63期
会計期間		自平成26年4月1日 至平成26年9月30日	自平成27年4月1日 至平成27年9月30日	自平成26年4月1日 至平成27年3月31日
売上高	(百万円)	115,808	86,898	217,088
経常利益又は経常損失()	(百万円)	2,785	6,744	1,924
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益又は親会社株主 に帰属する四半期純損失()	(百万円)	2,624	7,646	1,354
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	6,420	8,426	10,913
純資産額	(百万円)	123,381	118,173	127,881
総資産額	(百万円)	191,332	187,223	189,695
1株当たり四半期(当期)純利 益又は1株当たり四半期純損失 ()	(円)	76.94	224.13	39.70
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	63.87	62.49	66.78
営業活動によるキャッシュ・フ ロー	(百万円)	9,449	33,012	16,897
投資活動によるキャッシュ・フ ロー	(百万円)	1,671	8,545	17,360
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	404	10,871	2,725
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高	(百万円)	53,348	29,560	42,991

回次		第63期 第 2 四半期 連結会計期間	第64期 第 2 四半期 連結会計期間	
会計期間		自平成26年7月1日 至平成26年9月30日	自平成27年7月1日 至平成27年9月30日	
1 株当たり四半期純利益又は 1 株当たり四半期純損失()	(円)	145.27	105.74	

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 - 2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
 - 3.「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益又は四半期純損失()」を「親会社株主に帰属する四半期(当期) 純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失()」としております。
 - 4.第63期第2四半期連結累計期間及び第63期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、 希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 - 5.第64期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載 した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ (当社及び連結子会社)が判断した ものであります。

なお、第1四半期連結累計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、「四半期純利益又は四半期純損失」を「親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失」としております。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間における当社の主要市場である米国の景気は、雇用や消費の伸び悩みはあったものの、住宅市場は堅調に推移したことから回復基調が続きました。また、欧州の景気は、消費が牽引し緩やかながら回復した一方、中国の景気は、減速基調となりました。

わが国におきましては、中国の景気減速により生産や輸出など一部に足踏みの動きがみられましたが、消費は底 堅く推移し、景気は緩やかな回復基調を持続いたしました。

このような状況下、当社グループの当第2四半期連結累計期間の売上高は86,898百万円(前年同四半期比25.0%減)となり、利益面につきましては、営業損失は5,442百万円(前年同四半期は1,332百万円の営業利益)、経常損失はメキシコペソ建売掛金等の増加とペソ安による為替差損等により6,744百万円(前年同四半期は2,785百万円の経常利益)、親会社株主に帰属する四半期純損失は7,646百万円(前年同四半期は2,624百万円の親会社株主に帰属する四半期純利益)となりました。

所在地別セグメントの状況は次のとおりであります。

日本

消費税増税の駆け込み需要反動の影響が一巡したことから液晶テレビは増収となりましたが、プリンターや B D 関連製品は減収となりました。この結果、売上高は16,691百万円(前年同四半期比32.6%減)となり、セグメント損失(営業損失)は1,352百万円(前年同四半期は294百万円のセグメント損失(営業損失))となりました。

米州

DVD関連製品は前年を上回りましたが、主力の液晶テレビが北米において年末商戦向けの受注を大きく落としたことを販売の平準化で補えず、当第2四半期連結累計期間の出荷が大幅減少し減収となったことに加え、オーディオアクセサリーやホームシアターも減収となりました。この結果、売上高は67,724百万円(前年同四半期比22.4%減)となり、セグメント損失(営業損失)は2,487百万円(前年同四半期は1,402百万円のセグメント利益(営業利益))となりました。

アジア

インクカートリッジの減収により、売上高は1,722百万円(前年同四半期比30.4%減)となりましたが、セグメント利益(営業利益)は725百万円(前年同四半期比36.7%増)となりました。

欧州

液晶テレビやDVD関連製品は低迷が続き、この結果、売上高は760百万円(前年同四半期比41.5%減)、セグメント損失(営業損失)は193百万円(前年同四半期は42百万円のセグメント損失(営業損失))となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末の財政状態は下記のとおりであります。

資産の部につきましては、前連結会計年度末に比べて2,471百万円減少いたしました。その主なものは、受取手 形及び売掛金が4,980百万円、商品及び製品が15,143百万円、原材料及び貯蔵品が2,086百万円増加したものの、現 金及び預金が22,656百万円減少したことなどによるものであります。

負債の部につきましては、前連結会計年度末に比べて7,236百万円増加いたしました。その主なものは、支払手 形及び買掛金が6,564百万円減少し、短期借入金が11,769百万円、流動負債のその他に含まれている未払金が1,909 百万円増加したことなどによるものであります。

純資産の部につきましては、前連結会計年度末に比べて9,708百万円減少いたしました。その主なものは、利益剰余金が8,920百万円、為替換算調整勘定が726百万円減少したことなどによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ 13,430百万円減少し、29,560百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における営業活動の結果使用した資金は33,012百万円(前年同四半期は9,449百万円の獲得)となりました。これは主に税金等調整前四半期純損失の計上、売上債権の増加及びたな卸資産の増加によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における投資活動の結果獲得した資金は8,545百万円(前年同四半期は1,671百万円の使用)となりました。これは主に定期預金の払戻による収入によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における財務活動の結果獲得した資金は10,871百万円(前年同四半期は404百万円の使用)となりました。これは主に短期借入金の増加によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、4,139百万円であります。 なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)	
普通株式	80,000,000	
計	80,000,000	

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成27年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成27年11月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	36,130,796	36,130,796	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	36,130,796	36,130,796	-	-

- (注)「提出日現在発行数」欄には、平成27年11月1日からこの四半期報告書提出日までのストック・オプションの 権利行使により発行された株式数は含まれておりません。
- (2)【新株予約権等の状況】 該当事項はありません。
- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。
- (4)【ライツプランの内容】 該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成27年7月1日~ 平成27年9月30日	-	36,130,796	-	31,307	-	32,833

(6)【大株主の状況】

平成27年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
船井 哲良	大阪市中央区	12,709	35.18
船井電機株式会社	大阪府大東市中垣内7丁目7番1号	2,011	5.57
公益財団法人船井情報科学振興財団	東京都千代田区外神田4丁目11番5号	1,540	4.26
ザ バンク オブ ニューヨーク 133522 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	RUE MONTOYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都中央区月島4丁目16番13号)	1,252	3.47
船井 哲雄	北海道旭川市	1,079	2.99
ステート ストリート バンク ア ンド トラスト カンパニー (常任代理人 香港上海銀行東京支 店 カストディ業務部)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋 3 丁目11番 1号)	815	2.26
ステート ストリート バンク ア ンド トラスト カンパニー 505103 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区月島4丁目16番13号)	749	2.07
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	742	2.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	572	1.58
有限会社エフツー	北海道旭川市神楽岡十二条8丁目2番37号	470	1.30
株式会社エフティ開発	東京都港区六本木3丁目6番9号	470	1.30
有限会社T&N	北海道旭川市神楽岡十二条8丁目2番37号	470	1.30
計	-	22,882	63.33

(注) 1.日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託 口)の所有株式数は、全て信託業務に係るものであります。

なお、大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

2 . 平成27年8月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー及びその共同保有者2者が平成27年8月14日現在で当社株式を次のとおり保有している旨が記載されているものの、当社として平成27年9月30日現在における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有内容
ウエリントン・マネージメント・カン パニー・エルエルピー	アメリカ合衆国、02210 マサチュー セッツ州ボストン、コングレス・スト リート280	株式2,306,940株
ウエリントン・マネージメント・ジャ パン・ピーティーイー・リミテッド	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスビル7階	株式 648,325株
ウエリントン・マネージメント・ホン コン・リミテッド	香港、セントラル、ファイナンス・ストリート8、トゥー・インターナショナル・ファイナンス・センター17階	株式 612,120株

[「]所有内容」の株式数は平成27年8月21日付の大量保有報告書に記載されていた株式数であります。

(7)【議決権の状況】 【発行済株式】

平成27年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,011,600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 34,110,300	341,103	-
単元未満株式	普通株式 8,896	-	一単元(100株)未 満の株式
発行済株式総数	36,130,796	-	-
総株主の議決権	-	341,103	-

【自己株式等】

平成27年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
船井電機株式会社	大阪府大東市中垣内 7丁目7番1号	2,011,600	-	2,011,600	5.57
計	-	2,011,600	-	2,011,600	5.57

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成27年7月1日から平成27年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

	前連結会計年度 (平成27年 3 月31日)	当第 2 四半期連結会計期間 (平成27年 9 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	66,820	44,163
受取手形及び売掛金	38,183	43,164
商品及び製品	26,398	41,541
仕掛品	1,455	1,279
原材料及び貯蔵品	14,708	16,795
その他	7,598	6,865
貸倒引当金	389	530
流動資産合計	154,775	153,278
固定資産		
有形固定資産	21,306	20,102
無形固定資産	6,117	5,635
投資その他の資産		
退職給付に係る資産	1,716	1,708
その他	6,055	6,774
貸倒引当金	276	277
投資その他の資産合計	7,496	8,206
固定資産合計	34,920	33,944
資産合計	189,695	187,223
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	31,625	25,060
短期借入金	4,012	15,781
未払法人税等	485	679
引当金	1,459	1,083
その他	13,796	15,847
流動負債合計	51,378	58,452
固定負債		
長期借入金	6,683	6,524
引当金	1,093	1,095
退職給付に係る負債	548	484
その他	2,110	2,493
固定負債合計	10,435	10,597
負債合計	61,813	69,050

	前連結会計年度 (平成27年 3 月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成27年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	31,307	31,307
資本剰余金	33,272	33,272
利益剰余金	93,840	84,919
自己株式	24,341	24,341
株主資本合計	134,079	125,158
その他の包括利益累計額	-	
その他有価証券評価差額金	421	362
為替換算調整勘定	8,188	8,914
退職給付に係る調整累計額	365	383
その他の包括利益累計額合計	7,401	8,168
新株予約権	142	143
非支配株主持分	1,061	1,039
純資産合計	127,881	118,173
負債純資産合計	189,695	187,223

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 9 月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
	115,808	86,898
売上原価	94,918	71,786
売上総利益	20,889	15,111
販売費及び一般管理費	1 19,557	1 20,553
営業利益又は営業損失()	1,332	5,442
営業外収益		
受取利息	75	107
受取配当金	88	20
為替差益	1,397	-
固定資産賃貸料	100	117
その他	208	30
営業外収益合計	1,870	276
営業外費用		
支払利息	90	99
持分法による投資損失	139	3
為替差損	-	1,381
その他	186	94
営業外費用合計	416	1,578
経常利益又は経常損失()	2,785	6,744
特別利益		
固定資産売却益	47	-
投資有価証券売却益	-	50
関係会社株式売却益	134	41
関係会社清算益	-	46
その他	1	-
特別利益合計	184	137
特別損失		
固定資産処分損	17	121
関係会社整理損	-	2 434
その他		10
特別損失合計	17	566
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	2,952	7,172
法人税等	323	485
四半期純利益又は四半期純損失()	2,628	7,658
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主 に帰属する四半期純損失()	3	11
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主 に帰属する四半期純損失()	2,624	7,646

【四半期連結包括利益計算書】 【第2四半期連結累計期間】

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 9 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 9 月30日)
四半期純利益又は四半期純損失()	2,628	7,658
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	109	60
為替換算調整勘定	3,663	711
持分法適用会社に対する持分相当額	8	17
退職給付に係る調整額	25	20
その他の包括利益合計	3,791	768
四半期包括利益	6,420	8,426
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	6,411	8,413
非支配株主に係る四半期包括利益	8	12

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 9 月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半 期純損失()	2,952	7,172
減価償却費	2,829	2,389
貸倒引当金の増減額(は減少)	85	150
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	56	52
受取利息及び受取配当金	164	127
支払利息	90	99
持分法による投資損益(は益)	139	3
有形固定資産除却損	13	121
有形固定資産売却損益(は益)	42	-
投資有価証券売却損益(は益)	-	50
関係会社株式売却損益(は益)	134	41
関係会社清算損益(は益)	-	46
売上債権の増減額(は増加)	2,238	5,500
たな卸資産の増減額(は増加)	2,399	17,834
仕入債務の増減額(は減少)	4,696	5,620
未払金の増減額(は減少)	4,171 67	2,077
その他	<u> </u>	1,213
小計	9,892	32,820
利息及び配当金の受取額 利息の支払額	161	120
利忌の支払額 法人税等の支払額	90 538	98 242
法人税等の還付額	24	28
対象の優別線	9,449	33,012
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,443	33,012
定期預金の預入による支出	_	4,756
定期預金の払戻による収入	_	14,092
有形固定資産の取得による支出	2,281	772
有形固定資産の売却による収入	99	15
無形固定資産の取得による支出	195	116
投資有価証券の取得による支出	6	61
投資有価証券の売却による収入	518	127
その他	194	17
	1,671	8,545
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	1,001	11,798
配当金の支払額	1,194	1,194
その他	211	267
財務活動によるキャッシュ・フロー	404	10,871
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,361	114
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	9,735	13,481
現金及び現金同等物の期首残高	43,612	42,991
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	51
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 53,348	1 29,560

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(1)連結の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間より、DX ANTENNA PHILIPPINES, INC. は重要性が増加したため、連結の範囲に含めております。また、当第2四半期連結会計期間において、広東船明光電有限公司は清算結了したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

当第2四半期連結会計期間において、上海曜中光電有限公司は当社保有株式を全部売却したため、持分法適用の範囲から除外しております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第2四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純損益に対する税効果会計 適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純損益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

(タックスヘイブン対策税制について)

当社は、平成23年6月29日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスへイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、平成20年3月期から平成22年3月期の3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。当社は、この更正処分を不服として、平成23年8月25日、大阪国税不服審判所に対して審査請求を行い、平成24年7月18日、当社の請求を棄却する旨の裁決書を受領いたしました。当社といたしましては、この裁決は誠に遺憾であり到底承服できるものではないため、平成25年1月17日、東京地方裁判所に対して更正処分の取消請求訴訟を提起いたしました。

追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含め825百万円(附帯税を含め935百万円)であります。これについては、「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第63号)に従い、平成24年3月期において「過年度法人税等」として費用処理いたしました。

また、税務調査が終了した年度の翌連結会計年度である平成23年3月期から当該税制を適用した場合の影響額を費用処理しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間(平成27年9月30日)

偶発債務

(仲裁)

当社は、平成25年1月29日に、Koninklijke Philips N.V. (以下、「PHILIPS」といいます。)のライフスタイル・エンターテイメント事業を承継する会社の全株式を、PHILIPSより取得することを決定し、同日、株式売買契約を締結いたしましたが、同年10月25日付けで、PHILIPSより、当社の契約不履行を理由とする損害等の賠償の請求について仲裁の申立てを受け、同年11月8日に国際商業会議所より同仲裁申立書の送達を受けました。

これに対し当社は、当社に契約不履行はないと認識しており、PHILIPSの契約違反及び不当な行為に対して 損害賠償を請求する反対請求を平成25年12月6日に国際商業会議所に申立ていたしました。

平成26年5月20日にPHILIPSより当社に対する損害賠償請求金額の提示があり、平成26年10月1日に当社の PHILIPSに対する損害賠償請求金額の提示等を内容とする主張書面を国際商業会議所に提出いたしました。

その後、平成26年12月24日及び平成27年9月1日に受領したPHILIPSの書面におきまして、PHILIPSからの損害賠償請求金額の変更がありました。

当該仲裁手続の結果によっては当社グループの業績に影響を与える可能性がありますが、当第2四半期連結会計期間末ではその影響を合理的に見積ることが困難であり、当社グループの経営成績及び財政状態に与える影響は明らかではありません。

当社が受けた仲裁申立て及び当社による反対請求申立ての概要は以下のとおりであります。

- 1. 当社が受けた仲裁の申立ての概要
- (1) 仲裁の申立てが行われた機関及び年月日

仲裁の申立てが行われた機関: 国際商業会議所 仲裁の申立てが行われた年月日: 平成25年10月25日

(2) 仲裁の申立てを行った者

名 称: Koninklijke Philips N.V. 所 在 地: Eindhoven, The Netherlands

代表者の役職、氏名: Chief Executive Officer Frans van Houten

(3) 申立ての内容及び損害賠償請求額

申立ての内容

当社の契約不履行に基づく損害等の賠償の請求

請求額

183百万ユーロ(平成27年9月1日にPHILIPSから受領した書面に基づく金額)、法定利息及び仲裁費用

- 2. 当社による反対請求申立ての概要
- (1) 反対請求の申立てを行った機関及び年月日

反対請求の申立てを行った機関: 国際商業会議所 反対請求の申立てを行った年月日: 平成25年12月6日

(2) 反対請求申立ての相手

名 称:Koninklijke Philips N.V. 所 在 地:Eindhoven, The Netherlands

代表者の役職、氏名: Chief Executive Officer Frans van Houten

(3) 申立ての内容及び損害賠償請求額

申立ての内容

PHILIPSの契約違反及び不当な行為に対する損害等の賠償の請求

請求額

312.3百万ユーロ、法人税相当分、約定利息及び仲裁費用

なお、上記の株式売買契約の概要は以下のとおりであります。

- 1.相手企業の名称及び取得する事業の内容
- (1) 相手企業の名称 : Koninklijke Philips N.V.
- (2) 取得する事業の内容:ライフスタイル・エンターテイメント事業
 - (注) ライフスタイル・エンターテイメント事業は、PHILIPSブランドのオーディオ・ビデオ・マルチメディア製品、ホームコミュニケーション製品、アクセサリー製品の開発・設計、販売及び一部製造を行っております。

2.株式取得の理由

PHILIPSよりライフスタイル・エンターテイメント事業を承継することにより、当社グループの取扱製品群の拡充と欧州の先進国に加えアジアや南米などの新興国を含めた販売地域の拡大が可能となるため、当社グループの今後のビジネスを永続的に成長させるものであると考え、株式を取得することにしたものであります。

3. 取得価額及び取得後の持分比率

株式の取得価額は150百万ユーロ、取得後の持分比率は100%であります。

(四半期連結損益計算書関係)

1.販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 9 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 9 月30日)	
販売手数料	1,508百万円	1,663百万円	
特許権使用料	4,843	5,696	
従業員給料手当	2,946	2,724	
退職給付費用	174	141	
試験研究費	1,203	1,826	

2. 関係会社整理損

当第2四半期連結累計期間(自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)

当社の連結子会社であるFunai India Private Limitedの清算を決議したことに伴い、当該損失見込額を計上しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1.現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	
現金及び預金勘定	58,903百万円	44,163百万円	
預入期間が3か月を超える定期預金	5,555	14,603	
現金及び現金同等物	53,348	29,560	

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成26年4月1日 至平成26年9月30日) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年 5 月26日 取締役会	普通株式	1,194	35	平成26年 3 月31日	平成26年 6 月 9 日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自平成27年4月1日 至平成27年9月30日) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年 5 月25日 取締役会	普通株式	1,194	35	平成27年3月31日	平成27年6月8日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					調整額	四半期連結 損益計算書
	日本	米州	アジア	欧州	計	(注)1.	計上額 (注)2.
売上高							
(1) 外部顧客への売上高	24,767	87,265	2,475	1,299	115,808	-	115,808
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	69,640	434	77,795	-	147,870	(147,870)	-
計	94,408	87,700	80,270	1,299	263,679	(147,870)	115,808
セグメント利益又はセグメント 損失()	294	1,402	531	42	1,596	(263)	1,332

- (注) 1.セグメント利益の調整額 263百万円には、セグメント間取引消去1百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 367百万円及び棚卸資産の調整額102百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 - 2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
 - 2.報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

報告セグメント						調整額	四半期連結 損益計算書
	日本	米州	アジア	欧州	計	(注)1.	計上額 (注)2.
売上高							
(1)外部顧客への売上高	16,691	67,724	1,722	760	86,898	-	86,898
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	75,786	578	58,292	-	134,658	(134,658)	-
計	92,478	68,303	60,014	760	221,556	(134,658)	86,898
セグメント利益又はセグメント 損失()	1,352	2,487	725	193	3,307	(2,135)	5,442

- (注) 1.セグメント損失()の調整額 2,135百万円には、セグメント間取引消去17百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 377百万円及び棚卸資産の調整額 1,775百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 - 2.セグメント損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失()と調整を行っております。
 - 2.報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成27年9月30日) 該当事項はありません。

(有価証券関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成27年9月30日) 該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成27年9月30日) 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純 損失()	76円94銭	224円13銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社 株主に帰属する四半期純損失()(百万円)	2,624	7,646
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純 利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失 ()(百万円)	2,624	7,646
普通株式の期中平均株式数(千株)	34,119	34,119

(注)当第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。なお、前第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

(タックスヘイブン対策税制について)

当社は、平成23年6月29日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスへイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、平成20年3月期から平成22年3月期の3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。当社は、この更正処分を不服として、平成23年8月25日、大阪国税不服審判所に対して審査請求を行い、平成24年7月18日、当社の請求を棄却する旨の裁決書を受領いたしました。当社といたしましては、この裁決は誠に遺憾であり到底承服できるものではないため、平成25年1月17日、東京地方裁判所に対して更正処分の取消請求訴訟を提起いたしました。

追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含め825百万円(附帯税を含め935百万円)であります。これについては、「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第63号)に従い、平成24年3月期において「過年度法人税等」として費用処理いたしました。

また、税務調査が終了した年度の翌連結会計年度である平成23年3月期から当該税制を適用した場合の影響額を費用処理しております。

(仲裁について)

当社は、平成25年1月29日に、Koninklijke Philips N.V.(以下、「PHILIPS」といいます。)のライフスタイル・エンターテイメント事業を承継する会社の全株式を、PHILIPSより取得することを決定し、同日、株式売買契約を締結いたしましたが、同年10月25日付けで、PHILIPSより、当社の契約不履行を理由とする損害等の賠償の請求について仲裁の申立てを受け、同年11月8日に国際商業会議所より同仲裁申立書の送達を受けました。

これに対し当社は、当社に契約不履行はないと認識しており、PHILIPSの契約違反及び不当な行為に対して損害賠償を請求する反対請求を平成25年12月6日に国際商業会議所に申立ていたしました。

平成26年5月20日にPHILIPSより当社に対する損害賠償請求金額の提示があり、平成26年10月1日に当社のPHILIPS に対する損害賠償請求金額の提示等を内容とする主張書面を国際商業会議所に提出いたしました。

その後、平成26年12月24日及び平成27年9月1日に受領したPHILIPSの書面におきまして、PHILIPSからの損害賠償請求金額の変更がありました。

当該仲裁手続の結果によっては当社グループの業績に影響を与える可能性がありますが、当第2四半期連結会計期間末ではその影響を合理的に見積ることが困難であり、当社グループの経営成績及び財政状態に与える影響は明らかではありません。

当社が受けた仲裁申立て及び当社による反対請求申立ての概要は以下のとおりであります。

- 1. 当社が受けた仲裁の申立ての概要
- (1) 仲裁の申立てが行われた機関及び年月日

仲裁の申立てが行われた機関:国際商業会議所 仲裁の申立てが行われた年月日:平成25年10月25日

(2) 仲裁の申立てを行った者

名 称:Koninklijke Philips N.V. 所 在 地:Eindhoven, The Netherlands

代表者の役職、氏名: Chief Executive Officer Frans van Houten

(3) 申立ての内容及び損害賠償請求額

申立ての内容

当社の契約不履行に基づく損害等の賠償の請求

請求額

183百万ユーロ(平成27年9月1日にPHILIPSから受領した書面に基づく金額)、法定利息及び仲裁費用

- 2. 当社による反対請求申立ての概要
- (1) 反対請求の申立てを行った機関及び年月日

反対請求の申立てを行った機関: 国際商業会議所 反対請求の申立てを行った年月日: 平成25年12月6日 (2) 反対請求申立ての相手

名 称: Koninklijke Philips N.V. 所 在 地: Eindhoven, The Netherlands

代表者の役職、氏名: Chief Executive Officer Frans van Houten

(3) 申立ての内容及び損害賠償請求額

申立ての内容

PHILIPSの契約違反及び不当な行為に対する損害等の賠償の請求 請求額

312.3百万ユーロ、法人税相当分、約定利息及び仲裁費用

なお、上記の株式売買契約の概要は以下のとおりであります。

- 1.相手企業の名称及び取得する事業の内容
- (1) 相手企業の名称 : Koninklijke Philips N.V.
- (2) 取得する事業の内容:ライフスタイル・エンターテイメント事業
 - (注) ライフスタイル・エンターテイメント事業は、PHILIPSブランドのオーディオ・ビデオ・マルチメディア 製品、ホームコミュニケーション製品、アクセサリー製品の開発・設計、販売及び一部製造を行っており ます。

2.株式取得の理由

PHILIPSよりライフスタイル・エンターテイメント事業を承継することにより、当社グループの取扱製品群の拡充と欧州の先進国に加えアジアや南米などの新興国を含めた販売地域の拡大が可能となるため、当社グループの今後のビジネスを永続的に成長させるものであると考え、株式を取得することにしたものであります。

3. 取得価額及び取得後の持分比率

株式の取得価額は150百万ユーロ、取得後の持分比率は100%であります。

EDINET提出書類 船井電機株式会社(E01863) 四半期報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年11月9日

船井電機株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中村	基夫	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中田	明	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡田	明広	ED

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている船井電機株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成27年7月1日から平成27年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する 結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠し て四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、船井電機株式会社及び連結子会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

注記事項(四半期連結貸借対照表関係)偶発債務に記載のとおり、会社は、Koninklijke Philips N.V.より損害等の賠償の請求について仲裁の申立てを受け、国際商業会議所より同仲裁申立書の送達を受けた。これに対し会社は、Koninklijke Philips N.V.に対して損害賠償を請求する反対請求を国際商業会議所に申し立てた。これらの申立ては会社グループの業績に影響を与える可能性があるが、その影響を合理的に見積もることが困難であり、会社グループの経営成績及び財政状態に与える影響は明らかではない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。